

【査読論文】

使用権モデルのセール・アンド・リースバック取引の代替的会計処理法にみるリース取引の捉え方

佐藤 恵
千葉経済大学

要 旨

本稿の目的は、使用権モデル下で新たな論点として浮上した、売却の要件を満たすセール・アンド・リースバック取引（以下、SLB）の代替的会計処理法に焦点をあて「使用権の購入」というリース取引の捉え方に依拠しない説明概念を抽出・整理することにある。換言すれば、使用権モデル特有の会計処理の一つを題材として、帰納法的に実質的なオペレーティング・リース取引（以下、OL）に係る説明概念の二義性を検討することにある。本稿では、第一に、使用権モデル下で「使用権の購入」という単一の説明概念から導かれない諸会計処理法の存在に触れ、異なる説明概念を抽出する意義を述べた。第二に、その一例として SLB の売却損益を巡る代替的会計処理法に着目し、その概要を整理した。全資産アプローチは、使用権資産を公正価値で当初認識することから「使用権の取得」と捉える解釈と整合する。他方、部分資産アプローチでは、使用権資産は現在の拘束資金をあらわす。当該アプローチに関してリースバックを「残余持分の売却」（使用権の留保）と捉えた公表文書上の解釈に着目し、その整合性を検討した。最後に、後者のアプローチに見受けられる「残余持分の売却」というリースバックの捉え方が、単純リース取引の説明概念として一般化しうるか考察した。すなわち、SLB が借手の財務的弾力性を高めるという先行研究に依拠し、単純リース取引も同様に、借手が残余持分相当額を所有しないことで「財務的弾力性を取得」する取引と捉えられるか検討した。試論として、単純リース取引を「財務的弾力性の取得」と捉える場合には、残余持分相当額 of 非拘束資金への着眼から、使用権として記録する資産を公正価値ではなく、拘束資金として把握する見方がありうることを指摘した。

(2016 年 11 月 18 日審査受付 2017 年 3 月 23 日掲載決定)

I はじめに

国際会計基準審議会 (IASB) と米国財務報告基準審議会 (FASB) (以下、両審議会と呼称) は、2006 年にリース会計の共同プロジェクトを立ち上げ、継続的な審議を通じて使用権モデル (ROU asset model) の構築を目指してきた。

両審議会は、2009 年に Discussion Paper「リース：予備的見解」、2010 年に Exposure Draft「リース」および 2013 年に Exposure Draft (revised)「リース」(以下、2013ED と呼称) を公表してきた。しかし、結局のところ、コンバージェンスは結実せず、IASB は 2016 年 1 月に単独で International Financial Reporting Standard (IFRS) 第 16 号「リース」(以下、IFRS16 と呼称) を公表し、他方、FASB はその一か月後に Accounting Standards Update No.2016-02「リース (Topic842)」(以下、Topic 842 と呼称) を公表するに至った。

なお、共同プロジェクトの審議でたたき台として利用された G4+1 の公表物、すなわち 1996 年に公表された Special Report「リースの会計処理：新たなアプローチ」および 2000 年公表の Position Paper「リース：新たなアプローチの実行」(以下、2000PP と呼称) も含めると、両審議会はおおよそ 20 年にわたり使用権モデルを開発してきたことになる。

両審議会がそれぞれ掲げる使用権モデルは、原則としてすべてのリース取引について、借手が使用権資産とリース負債を当初認識する点で一致する。それでもコンバージェンスに至らなかった最たる要因は、周知のとおり、借手のフロー計算を巡る対立、すなわち、每期単一かつ定額のリース費用 (single straight-line lease expense) を認識する是非にある。これを是とする FASB は、オペレーティング・リース取引 (以下、OL と呼称) のみに当該フロー

計算を適用するデュアル・モデル (dual model) を採用した。他方、IASB はこれを非とし、すべてのリース取引について利息費用と償却費用を区別して計上するシングル・モデル (single model) を基準化した。

ここでリース取引の定義を確認すると、IFRS16 では「原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約」(IASB [2016a], appendix A) と、Topic842 では「一定期間にわたり対価との交換により特定の有形固定資産 (特定の資産) の使用を支配する権利を借手に移転する契約」(FASB [2016], par.842-10-15-1) と定義される。適用範囲に違いは見受けられるものの、いずれもリース取引を「使用権の購入」(取得) と捉えている。両審議会は、文言を変えながらも結局のところ「借手は使用権資産を購入する」(IASB [2009], par.5.13) というリース取引の捉え方を共同プロジェクト当初から継続して用いているといえる。

リース取引を「使用権の購入」と捉えるならば、償却費用と利息費用を識別しない会計処理は、非整合的と言わざるを得ない。事実、IASB は、デュアル・モデルの棄却理由として「借手が貸借対照表では金融負債を認識しながら損益計算書では対応する利息費用を表示しない。同様に、借手が非金融資産を認識しながら損益計算書では対応する減価償却を認識しない」というストック表現とフロー表現の不一致を指摘する (IASB [2016b], BC50(a))。これに対して FASB は、「OL は他の非金融資産の購入と同じではない」(FASB [2016], BC253) として当該会計処理を採用する。このような FASB の視座に寄って立つならば、IASB のいうデュアル・モデルの棄却理由は、外在的批判に相当することになる。

以上のような借手のフロー計算を巡る対立

は、「非金融資産の購入との類似性を見出せないようなリース取引をどのように捉えるか」というリース会計の〈原初的な〉問題に帰着すると考える。

1964年に米国公認会計士協会(AICPA)が公表した *Opinions of the Accounting Principles Board No.5* (以下、APBO5 と呼称) には、所有権モデル (ownership model) ^① の開発にあたり次のような記述が見受けられる。「あるリースの本質は、資産および関連する負債が貸借対照表に表示されるべきことにあり、したがって、そのようなタイプのリースとそれ以外のリースを区別することが重要である」(AICPA [1964], par.5; 傍点部—筆者)。このようにリース会計の基準化に際しては、古くから、あるべきストック表現が所与として存在する。さらに APBO5 には「そのような区別は財産権が存在するか否かという論点ではなく、当該リースが実質的に財産の購入であるか否かの論点に依存すると考えている」(AICPA [1964], par.5; 傍点部—筆者) との記述がある。確かにリース会計では、あるべきストック表現を所与として、単一のリース取引の捉え方が、オンバランスの説明概念として精緻化されてきたという歴史がある。ここで単一のリースの捉え方とは、所有権モデルでは「原資産(財産)の購入」との同視であり、他方、使用権モデルでは「使用権(財産権)の購入」との同視である。いずれせよ「非金融資産の購入」との類似性を根拠にリース取引のオンバランス化は長らく議論されてきた。

とすれば、理想とするストック表現ありきで、オンバランス化の論拠としてリース取引を単一視してきた弊害として、〈原初的な〉問題がまたも先送りされたことが、コンバージェンスの真の阻害要因であると推知される。換言す

れば、OLに係るフロー計算の問題として今回注目された対立は、結局のところ古くから議論されてきたストック計算(OLのオンバランス化の是非)の問題と同根であると考えられる。

これと類する対立構造を有する会計処理として、セール・アンド・リースバック取引(以下、SLBと呼称)における借手の売却損益の繰延処理の是非がある。SLBとは、企業(売手である借手)が資産を他の企業(買手である貸手)に売却し、当該資産を買手である貸手からリースバックする取引をいう(たとえば、IASB [2016a], par.98)。

見方を変えれば、SLBは、同一の資産の使用を継続しつつ、事業投資手段を購入からリースに切り替える取引であることから、リース取引と購入取引の異同を比較する上で恰好のケースである^②。そして、リースバックがOLに相当するSLBに関する代替的会計処理法のなかには、デュアル・モデルと同様に、「使用権の購入」という捉え方から導くのが困難な処理法が存在する。

以上を踏まえ、本稿では、リースバックがOLに相当するSLBの売却損益の認識に係る代替的会計処理法を題材として、「使用権の購入」(非金融資産の購入)に必ずしもあてはまらないリース取引の捉え方を抽出し、整理することを試みる。なお、本稿の試みは、使用権モデル下の論点の一つに着目して、帰納法的にリース取引(OL)の説明概念を探る点にあることに留意されたい。

II セール・アンド・リースバック取引の売却損益の認識

1. セール・アンド・リースバック取引の会計処理を巡る新たな論点

両審議会によれば、所有権モデルは、SLB

を売却部分とリースバック部分の二つの要素で構成されると捉える。したがって、当該モデルには、それらが組み合わされた取引による純額の効果ではなく、それぞれの要素が個別に会計処理されるという特徴がある (IASB[2009], par.9.10; Nailor and Lennard [2000], par.7.2)。

International Accounting Standard 17「リース」(以下、IAS17 と呼称) を参照すると⁴⁾、SLB の会計処理は、リース分類に基づくリースバック部分の捉え方により異なる (IASB [2003], pars.58)。リースバック部分がファイナンス・リース取引 (以下、FL と呼称) に該当するならば、売手である借手は、売却益全額を繰り延べてリース期間にわたり配分する。他方、リースバック部分が OL に該当するならば、売却損益を即時認識する。ただし、売却代金と公正価値が一致しない場合 (売却損が生ずる場合であって当該損失がリース料を低めに設定することで補填されないときを除く。) には、売却損益を繰り延べてリース期間にわたり償却する (IASB [2003], pars.59-61, 64)。

すなわち、リースバック部分が FL または OL のうちいわゆるオフマーケット価格で取引される場合には、ストック計算上、譲渡資産の認識を中止して売却部分を表現しながら、フロー計算上では売却損益の繰延処理により売却部分の表現が回避される。つまり、ストック表現とフロー表現が一致しない。その際に用いられる繰延勘定についても資産・負債の定義を満たさない。これらが所有権モデルでは長らく問題視されてきた (たとえば AICPA [1964], par.23; McGregor [1996], p.20)。

これに対して、共同プロジェクトで開発されてきた使用権モデルでは、リース分類ではなく、売却の要件に合致するか否かにより、SLB の会計処理が大別される。すなわち収益認識基

準に基づき、借手から貸手に原資産の支配が移転したか否かにより決定される⁴⁾。売却の要件を満たさない場合には、資産譲渡が売却取引ではなく金融取引と捉えられる。したがって借手は、譲渡資産を引き続き認識し、譲渡収入と同額の金融負債を認識する (IASB [2009], par.9.12(a); IASB [2010a], par.67(b); IASB [2013a], par.111; IASB [2016a], pars.99, 103(a); FASB [2016], pars.842-40-25-1, -2)。このように売却の要件に合致しない場合については、ストック計算とフロー計算の不一致など所有権モデルで生じた問題は回避されている。

他方、売却の要件を満たす場合については、両審議会の議論では、売却部分とリースバック部分が識別されていた (IASB [2010a], par.67(a); IASB [2013a], par.113(a))。この場合における売却損益の代替的処理法が、使用権モデルの開発過程で新たな論点として議論された⁵⁾。冒頭で述べたように SLB が事業投資手段を購入からリースに切り替える取引である点を踏まえると、当該代替的処理法の存在は、使用権モデル下での (購入との比較における) リースの捉え方の多義性を反映していると考ええる。

なお、売却の要件を満たす場合であって、資産の公正価値を売却代金としないとき (いわゆるオフマーケット価格での取引) については、IASB と FASB はともに、その差額を前払リース料または追加融資として処理すると結論した (IASB [2013c], IE15; IASB [2014], par.75(b); IASB [2016a], par.101; FASB [2016], par.842-40-30-2)。なお、当該処理については、既に述べている本稿の目的から外れるため、割愛する。

図表 1 は、以上の内容を整理し、共同プロジェクトで中心的に議論された論点を明示する

目的で作成したものである。次節では、使用権 要件に合致する SLB の売却損益の代替的処理
モデル下で新たな論点として浮上した、売却の 法（図表 1 網掛部）を整理・検討する。

図表 1 所有権モデルと使用権モデルの売却損益の処理を巡る論点の概要

	所有権モデル (IAS17)	使用権モデル (共同プロジェクトの議論※1)
適用する会計処理の判断基準	リース (バック) 取引の分類 (FL の数値規準)	資産譲渡取引の分類 (売却の要件 (履行義務の充足要件))
FL または売却要件を満たさない場合※2	売却取引と FL を二つの取引として処理 (売却益は繰り延べる) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ・ストック計算とフロー計算の不一致 ・繰延項目が負債の定義に合致しない、という点が問題視 </div>	金融取引として処理 (譲渡資産の認識を中止せず、譲渡収入額を金融負債として認識)
OL または売却要件を満たす場合※2	売却取引と OL を二つの取引として処理 (売却損益は即時認識)	売却取引とリース取引の組み合わせとして処理 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 売却損益の繰延処理の是非が論点 </div>
オフマーケット価格による取引の場合	(売却価額と公正価値の差額 (または売却益のうち公正価値を超える部分) に相当する売却損益を繰り延べる。) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ・ストック計算とフロー計算の不一致 ・繰延項目が資産・負債の定義に合致しない、という点が問題視 </div>	(譲渡価額と原資産の公正価値の差額を、前払リース料 (資産) または追加融資 (負債) として処理)

※1 使用権モデルに関しては、共同プロジェクトの議論を中心に、SLBに係る論点を包括的に整理した。なお、オフマーケット価格による取引の会計処理については、2013ED 以後の議論が詳しい (たとえば、IASB [2014], pars.60-82)。結局、IFRS16 と Topic842 の当該処理は一致する (本文参照)。

※2 FL と売却要件を満たさない取引、OL と売却要件を満たす取引については、それぞれの適用範囲は必ずしも一致しない。

2. 売却損益に係る代替的処理法の整理

共同プロジェクトで議論された、売却の要件に合致する SLB (オフマーケット価格による取引を除く。) の代替的会計処理法は、売却損益の認識に着目すると、次の 2 つに大別される。

- ① 原資産全体に係る売却損益を即時認識する方法。共同プロジェクトで暫定的に合意され、最終的に FASB により基準化されている (FASB [2016], par.842-40-25-4)。当該方法は、共同プロジェクトでは全資産アプローチ (“whole asset” approach) と呼称された (IASB [2010b],

BC161)。よって本稿でもこれを「全資産アプローチ」という。

- ② (原資産から使用権相当額を差し引いた) 残余持分に係る売却損益を即時認識し、かつ、使用権に係る売却損益を繰延べて (減価償却を通じて) リース期間にわたり償却する方法。共同プロジェクトでは棄却されたものの、最終的に IASB により基準化されている (IASB [2016a], par.100(a))。当該方法は、共同プロジェクトでは「部分資産アプローチ」 (“partial asset” approach) (IASB [2010b], BC161) や「部分利得認識ア

プローチ」(partial gain recognition approach) (IASB [2014], pars.47-50) と呼称された。本稿では、便宜的にこれらの方法を「部分資産アプローチ」という。

以下、これらの代替的会計処理法に関する議論を整理する。

(1) 共同プロジェクトの提案内容

－ 全資産アプローチ －

共同プロジェクトで審議会は、全資産アプローチと部分資産アプローチという新たな論点を提示した。前者は、譲渡資産を原資産全体とみなす方法であり、他方、後者は、資産に関連する権利・義務の組み合わせを前提とする方法

(詳細は後述)と説明される。結論として、全資産アプローチは、他の非金融商品会計における売却時の収益認識と整合性があることから、暫定的に合意された。他方、部分資産アプローチは、全資産アプローチよりも複雑であり、財務諸表利用者にその複雑さに見合った便益が得られないとして棄却された (IASB [2010b], BC161; IASB [2011], pars.13-14; IASB [2013b], BC291) ⁽⁶⁾。

図表 2 は、設例 1 に基づいて全資産アプローチの売却 (リースバック開始) 日の仕訳および財務数値の推移 (簡素化のため小数点以下を四捨五入した。以下、同様。) を示したものである。この方法では、譲渡資産は原資産全体と仮定されるため、原資産の簿価 (80) と公正価値 (100) の売却益 (20) が即時認識される。

設例 1 「SLB のケース」 (IASB [2009], par.9.13 参照)

帳簿価額 80 の資産 (残存耐用年数 20 年) を公正価値 100 で譲渡し、期間 5 年でリースバックする。リース料総額の現在価値は 30 である (年間リース料 8, 利子率 10%)。

図表 2 「全資産アプローチ」

(IASB [2009], par.9.13 ; IASB [2011], Appendix A ; IASB [2013c], IE15 参照)

現金	100	原資産	80
		売却益	20
使用権資産	30	リース負債	30

ストック計算	0期	1期	2期	3期	4期	5期
使用権資産	30	24	18	12	6	0
リース負債	30	25	20	14	7	0

フロー計算	0期	1期	2期	3期	4期	5期	期間合計
償却費用	—	6	6	6	6	6	30
利息費用	—	3	3	2	1	1	10
売却益	20	—	—	—	—	—	20
損益合計	20	△ 9	△ 9	△ 8	△ 7	△ 7	△ 20

なお、共同プロジェクトにおいて全資産アプローチが支持された背景の一つとして、当時、両審議会がリース取引の厳格な構成要素化を回避する傾向があった点を指摘できる。かつてG4+1は、原資産の分離可能性を説く構成要素アプローチに立脚し、各種オプションを（使用権に含めずに）個別認識する会計処理を探っていた（Nailor and Lennard [2000], pars.1.3, 1.8, 3.10）。対して、共同プロジェクトで両審議会は、（原資産の構成要素化は実務上容易ではないという批判の高まりを受けて）適用可能性の観点から、使用権資産をオプション等さまざまな権利を含む単一の資産と定義することで、構成要素アプローチの厳格な適用を回避した（IASB [2009], pars.3.29-3.33）という経緯がある。

(2) IASB の提案内容

一 部分資産アプローチ 一

IASBは、寄せられたコメントの分析を踏まえて、共同プロジェクトで暫定的に合意された全資産アプローチを棄却し、共同プロジェクトで棄却された部分資産アプローチを最終的に採用した。その根拠は、「借手が残余資産（the residual asset）の権利を引き渡す（かつ、リースバック期間にわたる使用権を留保する）ことを反映する」点にある。具体的には、「(a) 原資産の一部の売却、つまり残余持分の売却（a sale of its interest in the residual）、(b) リース期間にわたる資産のリースバック（“新たな”使用権ではなくリースバック以前の原資産の所有権に内包される使用権の留保）」をあらわす方法と説明される（IASB [2014], par.48）。

この説明に関連してIASBは次のコメントを引用している。「多くのケースで、売手／借手は原資産全体ではなく残余持分（residual interest）を実質的に売却している。資産全体の売却益の即時認識は、取引の実質を反映するようにみえない。」つまり、残余持分に係る収益を即時認識すべきではないという意見を引用する（IASB [2014], par.22）

図表3は、当該アプローチの処理を示したものである。原資産の公正価値と簿価の差額(20)を按分計算して、使用権資産に係る売却益(6＝原資産全体の売却益 20×原資産の簿価に占める使用権の割合 0.3)と残余持分に係る売却益(14＝原資産全体の売却益 20×原資産の簿価に占める残余持分の割合 0.7)に区分し、後者のみを売却益として即時認識する。前者の使用権資産に係る売却益(6)は、使用権資産として貸方計上し、リースバック期間にわたり減価償却(の減額)を通じて認識されることになる⁷⁾。

当該アプローチには、リースバック期間の長さが、当初認識される売却益の多寡に影響を及ぼすという特徴がある。例えば、リースバック期間が短期であれば、売却益の額が多く認識されて、原資産の大部分の売却が示される（IASB [2014], par.53）。

この特徴からもたらされる部分資産アプローチの利点として、売却益の多寡に、借手が引き渡しや留保する原資産の諸権利(の状態)が反映されることが挙げられる。また欠点として、非金融資産の売却損益の認識と整合的でない点が指摘される（IASB, [2014], pars. 56-57）。

図表3「部分資産アプローチ」(IASB [2014], par.51 参照)

使用権資産	30	リース負債	30	
現金	100	原資産	80	
		使用権資産	6 ※	※ $20 \times 30 \div 100 = 6$
		売却益	14 ※※	※※ $20 \times (100 - 30) \div 100 = 14$

ストック計算	0期	1期	2期	3期	4期	5期
使用権資産	24	19	15	10	5	0
リース負債	30	25	20	14	7	0

フロー計算	0期	1期	2期	3期	4期	5期	期間合計
償却費用	—	5	5	5	5	5	24
利息費用	—	3	3	2	1	1	10
売却益	14	—	—	—	—	—	14
損益合計	14	△ 8	△ 8	△ 7	△ 6	△ 6	△ 20

Ⅲ 「使用権の購入」とは異なる リース取引の捉え方の検討

1. 「残余持分の売却」というリース バック取引の捉え方

(1) スtock計算からみた部分資産ア プローチの解釈

部分資産アプローチにおいて、使用権資産は、公正価値ではなく、原資産の簿価を按分計算して当初認識される。ゆえに当該処理は、リースバック取引を「使用権の購入」と捉えた描写とは言い難い。事実、IASBは、部分資産アプローチの説明にあたり、当該取引を「使用権の購入」ではなく、「残余持分の売却」（使用権の留保）と捉える見方を示している（Ⅱ節2項(2)参照）。

同様のリースバック取引の捉え方は、かつてG4+1が提案した一取引アプローチ（“one transaction” approach）の説明においても見受

けられる。G4+1は、SLBを「財産の一部の便益の売却」という目的のために行われる単一の取引と捉える見方を示した上で、取引の効果が借手による「新たな権利の獲得」ではなく「権利の留保」にあるという結論が合理的であるとして、一取引アプローチを提案した（Nailor and Lennard [2000], pars.7.7, 7.10, 7.24-7.27, 7.40）⁽⁸⁾。

図表4は、一取引アプローチの処理を示したものである。この方法では、使用する「権利の留保」を示すために原資産の簿価（80）のうち使用権相当額（ $24 = \text{原資産の簿価} \times \text{使用権（公正価値）の割合} 0.3$ ）を引き継ぐ。そして残余持分の簿価（ $56 = \text{原資産の簿価} \times \text{残余持分（公正価値）の割合} 0.7$ ）の認識を中止する。したがって、残余持分の公正価値（ $70 = \text{原資産の公正価値} 100 - \text{使用権の公正価値} 30$ ）とその簿価（56）の差額（14）を売却益として計上する。

図表4「一取引アプローチ」(Nailor and Lennard [2000], Example 2A 参照。項目名は一部変更)

現金	100	リース負債	30	
		原資産	56 ※	※ $80 \times (100 - 30) \div 100 = 56$
		売却益	14	

ストック計算	0期	1期	2期	3期	4期	5期
使用権資産	24	19	15	10	5	0
リース負債	30	25	20	14	7	0

フロー計算	0期	1期	2期	3期	4期	5期	期間合計
償却費用	—	5	5	5	5	5	24
利息費用	—	3	3	2	1	1	10
売却益	14	—	—	—	—	—	14
損益合計	14	△ 8	△ 8	△ 7	△ 6	△ 6	△ 20

これを部分資産アプローチと比較すると、フロー計算は一致するものの、ストック計算（リースバック開始時）に違いが見受けられる（図表5参照）。一取引アプローチは、使用権の簿価相当額を原資産のまま継続して認識する。他方、部分資産アプローチは、原資産全体の認識を中止したのち、使用権資産を簿価で認識する。

しかし、両アプローチのリースバック取引の捉え方が合致する点を鑑みれば、部分資産アプローチのストック表現も実質的に一取引アプ

ローチのそれと同一であると推知される。つまり、部分資産アプローチは、ストック計算上、原資産全体の売却をいったん表現するものの、使用権部分を公正価値ではなく簿価で引き継ぐことから、一取引アプローチと同様に、原資産として拘束された資金の一部留保が描写されたものと解するのが妥当ではないだろうか。とすれば、部分資産アプローチのストック表現は「残余持分の売却」（使用権の留保）というリースバック取引の捉え方と整合する。

図表5「部分資産アプローチと一取引アプローチのストック表現」

一取引アプローチ (2000PP)	部分資産アプローチ (IFRS16)				
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">原資産 24 (簿価)</td> <td style="text-align: center;">リース負債 30 (公正価値)</td> </tr> </table>	原資産 24 (簿価)	リース負債 30 (公正価値)	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">使用権 24 (簿価)</td> <td style="text-align: center;">リース負債 30 (公正価値)</td> </tr> </table>	使用権 24 (簿価)	リース負債 30 (公正価値)
原資産 24 (簿価)	リース負債 30 (公正価値)				
使用権 24 (簿価)	リース負債 30 (公正価値)				
リースバックの捉え方：権利の留保 ストック表現（項名）：原資産 "（測定）：簿価の按分	リースバックの捉え方：残余持分の売却 ストック表現（項名）：使用権 "（測定）：簿価の按分				

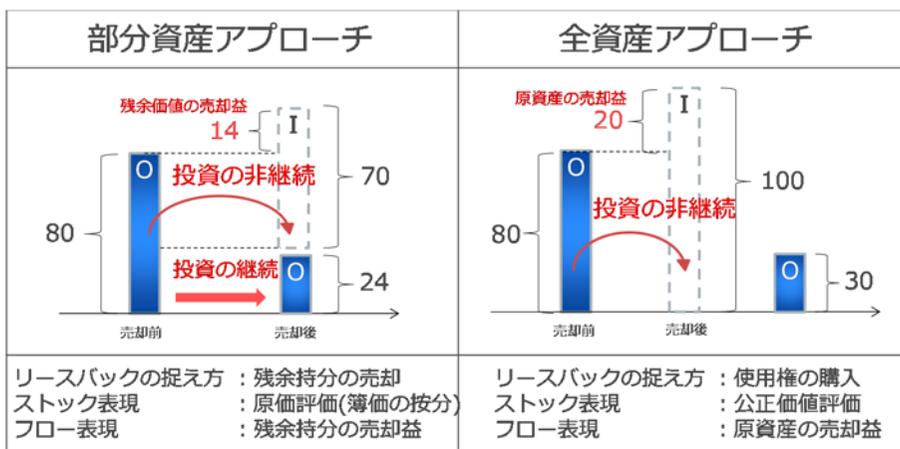
(2) フロー計算からみた部分資産アプローチの解釈

次に、部分資産アプローチのフロー計算について全資産アプローチと比較する。図表 6 は、両法のフロー計算（ストック計算の変動）を図示している。全資産アプローチは、「原資産に対する投資の非継続」を仮定するため、使用権資産を（直前に回収した投下資金である）売却益（6）を含む「公正価値」（30）で測定する。この描写は、「使用権の購入」というリースバック取引の捉え方と整合する。

他方、部分資産アプローチは、売却益（14）に着目すると「残余持分相当額の投資の非継続」およびそれと表裏一体の「使用権相当額の

投資の継続」を仮定するといえる（図表 6 参照）。ただし、部分資産アプローチでは、前述のとおり、使用権資産はいったん公正価値（30）で認識されたのち、使用権の売却益相当額（6）を差し引かれる（図表 3 仕様参照）。ここで「使用権相当額の投資の継続」という仮定に基づくと、使用権の売却相当額は、実質的には評価益にあたり、使用権資産の過大計上を招くため控除されるという論理を紡ぐことができる。とすると使用権資産は、「現在の拘束資金」（24）で測定されると解釈できる。この描写は、「残余持分の売却」というリースバック取引の捉え方と整合する⁽⁹⁾。

図表 6 「部分資産アプローチと全資産アプローチのフロー計算（ストック計算の変動）」



Donaldson [1969] (Exhibit 3E) 参照して筆者が作成した。なお、図中の「I」はキャッシュ・インフローを、「O」はキャッシュ・アウトフローをあらわす。

2. 「財務的弾力性の取得」というリース取引の捉え方

前項ではリースバック取引を「残余持分の売却」（使用権の留保）と仮定する処理法の存在に言及した。とすると単純リース取引についても「使用権の購入」とは異なる観点から説明可能かもしれない。本項では、「残余持分の売却」というリースバック取引の捉え方が、リース取

引の説明概念として一般化しうるか検討したい。

FASB が 1980 年に公表した Discussion Memorandum 「資金フロー、流動性および財務的弾力性に関する論点の分析」（以下、1980DM と呼称）では、SLB を企業の財務的弾力性（financial flexibility）を高める取引の一例とする（FASB [1980], par.266）。財務

的弾力性とは、FASB 概念書第 5 号「事業会社の財務諸表における認識と測定」において「予期しないニーズおよび機会に対応できるように、キャッシュ・フローの金額と時期を変えるような効率的な行動をとる企業の能力」(fn.13) と定義される。より具体的な説明を求めて 1980DM が依拠する Donaldson[1969] を参照すると⁽¹⁰⁾、SLB は「取得資産の流動化により過去の投資意思決定を覆すため、過去のアウトフローを回復する」典型例とされる (p.70)。すなわち、SLB には、資産に投下された資金を非拘束化して過去の投下資金を回収し、企業の財務的弾力性を高めるという財務的效果がある。

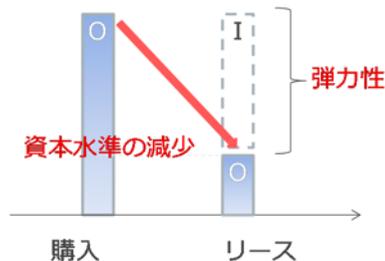
以上を踏まえると、部分資産アプローチにみる「残余持分の売却」というリースバック取引の捉え方は、「財務的弾力性を高める」という SLB の特徴 (財務的效果) を言い当てたものと解釈できる。なぜなら、残余持分相当額という非拘束化された資金の額に着眼するからである。

このリースバック取引の特徴 (財務的效果) は、単純なリース取引についても当てはまる。

なぜなら、共同プロジェクトの議論を辿ると、(単純)リース取引が企業の財務的弾力性を高める旨の記述が存在するからである。たとえば、「短期リースにより資産をリースしている企業は、資産を購入している企業よりも資本水準を減少させる弾力性 (flexibility) を有する」(IASB [2009], C5) という記述がある⁽¹¹⁾。

確かにリース取引は、購入取引と比較すると、営業能力を維持したまま、支払義務相当額まで資本水準を減少させる取引と捉えられる (図表 7 参照)。ここで「財務的弾力性を高める」というリース取引の特徴は、拘束資金 (図表 7 の O 部分) ではなく非拘束資金 (I 部分) への着眼によって気づくものである。また、この気づきは、リース取引を購入取引という代替的な事業投資手段と比較しなければ得にくいものである⁽¹²⁾。この解釈が成り立つとすれば、拘束資金のみに着眼した「使用権の購入」というリース取引の捉え方は、(リース取引を購入取引に内包することで) リース取引が本来もつ代替的投資手段としての有意性を捨象する会計処理を導く、かもしれない。

図表 7 「リース取引の捉え方—弾力性の取得」



Donaldson [1969] (Exhibit 3E) 参照して筆者が作成した。なお、図中の「I」はキャッシュ・インフローを、「O」はキャッシュ・アウトフローをあらわす。

以上の推論を所与とすると、まず、リースバック取引を「残余持分の売却」と捉える見方は、(原資産から拘束資金を差し引いた) 非拘束資金に目を向けたものといえる。この着眼は、「残

余持分を売却することで財務的弾力性を獲得する」というリースバック取引の特徴 (財務的效果) に通ずる。そして、同様の特徴は、単純リース取引に関しても公表文書で言及されて

いる。よって、単純リース取引も「残余持分を所有しないことで財務的弾力性を獲得する」取引として捉えられる可能性を指摘できる。このリース取引の捉え方は、（購入取引ではなくリース取引の選択により得られる）非拘束資金、すなわち、財務的弾力化部分に目を向けたものである。ただし、企業会計を前提とすれば、当然ながらストック計算は、投下資本回収余剰計算に基づいて（非拘束資金ではなく）「拘束資金」で認識される⁽¹³⁾。

単純リース取引を当初認識するとき、当該時点の使用権の公正価値および拘束資金として認められる額は一致する。よって、リース取引の捉え方の違いは、会計処理（少なくともストック計算）を論じる上で顕在化しない。しかし、SLBのように過去に資金が拘束されている場合には、リースバック開始時点で、（使用権の）公正価値と拘束資金の額は一致しない。よって、リースバック取引の捉え方の違いは、SLBの会計処理法を論じる上では顕在化すると考える。

IV おわりに

本稿では、使用権モデル下で新たな論点として浮上した、売却の要件を満たす SLB（すなわち、リースバックが実質的に OL に相当する取引）の売却損益の認識に関する代替的会計処理法に焦点をあてた。そして、「使用権の購入」というリース取引の捉え方に依拠しない会計処理を説明する概念を抽出・整理することを試みた。換言すれば、使用権モデル特有の会計処理の一つを題材として、帰納法的にリース取引（OL）に係る説明概念の二義性を検討した。

本稿では、第一に、使用権モデルの開発過程において、「使用権の購入」という単一の説明概念からは導かれない（OLに係る）諸会計処

理法に触れて、異なる「オンバランス化の説明概念」の存在を抽出する必要性に言及した。第二に、こうした諸会計処理法の一例として、売却の要件を満たす SLB の売却損益を巡る代替的会計処理法に着目し、その概要を整理した。全資産アプローチは、使用権資産を公正価値で当初認識することから「使用権の購入」と捉える解釈と整合する。他方、部分資産アプローチでは、使用権資産は現在の拘束資金をあらわす。この処理法については、リースバックを「使用権の留保」と（それと表裏一体である）「残余持分の売却」と捉える解釈と整合すると述べた。最後に、「残余持分の売却」というリースバックの捉え方が、（単純）リース取引の捉え方として一般化しうるか検討した。SLB には、借手企業の財務的弾力性を高めるという機能があるという見解に基づき、単純リース取引についても、代替的投資手段である購入取引との比較により「残余持分を所有しないことで財務的弾力性を取得」という捉え方が成り立つと考えた。事実、両審議会は、使用権モデルがリース取引の財務的弾力性をあらわすという利点に言及していた。

本稿では、20 年にわたる使用権モデルの開発を巡る膨大な議論のうち、SLB の売却損益の認識という一論点のみを取り上げて、帰納法的にリース（OL）の説明概念の二義性を論じた。当然ながら、帰納法で得られた試論に一般性を求めるならば、他の事実にも照らしても同様の結論が導かれるかにつき引き続き検討せねばならない。したがって、本稿に関しては、「残余価値の売却」すなわち「財務的弾力性の取得」という説明概念が他の使用権モデル下の代替的処理法において成り立つか検討することが今後の課題として残されている。とくに冒頭で述べたデュアル・モデルは、リース会計の〈原初的な〉問題を解決するという観点からも、検

討すべき今後の課題として注目される⁽¹⁴⁾。

注

- (1) 所有権モデルという名称は、AAA FASC [2011] を参照した。なお、当該モデルは、日本の現行リース会計基準が採用するモデルである。
- (2) 本稿では、議論を単純化するために、資産譲渡を売買に限定し、また、特別目的会社ではなく独立した第三者に対する取引を前提に考察する。
- (3) 紙幅の関係上、FASB の所有権モデルの概要については割愛する。なお、両審議会を含む基準化された所有権モデルの比較分析については、佐藤信彦 [2004] (45-46 頁) および高橋 [2009] (202-205 頁) を参照されたい。
- (4) 共同プロジェクトでは、売却の要件に関しても議論されたが、本稿では紙幅の都合上割愛する。IFRS16 では IFRS 第 15 号における履行義務の充足要件に依拠し (IASB [2016], par.99), Topic842 では、Topic606 に基づく (FASB [2016], par.842-40-25-1)。いずれも「支配の原則は、取引の売却部分だけでなく取引全体に適用すべき」(IASB [2013b], BC289) との考えに基づく。ただし、両者では、購入オプション付取引の解釈など具体的な適用要件が若干異なる。
- (5) 当該取引は次のように説明される「買手である貸手は、原資産に対する支配を獲得し、当該資産の使用をリース期間にわたり支配する権利を売手である借手に直ちに移転する」(IASB [2013b], BC289(b); IASB [2016b], BC262(a))。なお、2013ED と IFRS16 では、このように同一の説明を用いるものの、後述のとおり異なる売却損益の処理法が提案・採用されている。IFRS16 では、売却部分とリース部分を明示的に区分していない理由も当該処理法の採用にあると推知される。
- (6) 共同プロジェクトで SLB に関して当初議論されたのは、次の三つの方法である。(a) すべての SLB を金融取引として処理、(b) すべての SLB を売却として処理、(c) 収益認識基準など特定の基準に基づき売却または金融取引として処理 (IASB [2009], pars.9.12, 9.13)。なお、全資産アプローチと部分資産アプローチの対立は、(c) の採用に含みを持たせた上で議論されている (たとえば IASB [2011])。
- (7) 当該説明は、図表 3 の IASB [2014] (par.51) で示された仕訳に基づくものである。この仕訳のほか、使用権資産の純額 (24) を借方計上する仕訳も成り立つ (たとえば、あずさ監査法人 [2016], 171 頁)。本稿では、原資産全体の売却益を使用権部分と残余持分部分に区分し、使用権部分の売却益のみ繰り延べるという処理を端的に示す前者の仕訳を取り上げた。
- (8) 一取引アプローチは、売却の要件に合致しない SLB を含むすべての SLB への適用を想定して議論された。すなわち、一取引アプローチは、部分資産アプローチと適用範囲が異なる。なお、当該アプローチを売却の要件に合致しない SLB に適用すると、原資産の簿価を引き継ぐ結果、受取額とリース負債が完全に連動し、当該取引以前に所有権を通じて得られるものと近似する (Nailor and Lennard [2000], par.7.43)。すなわち金融取引と近似した処理となる。
- (9) 佐藤信彦教授は、SLB をリスク・経済価値アプローチと構成要素アプローチの対立軸のほか、単一取引処理法と独立取引処理法の対立に着目して分析される ([2004], 43-45 頁)。佐藤教授の知見に照らせば、本稿で取り上げた使用権モデルの代替的会計処理法は、構成要素アプローチ下における (部分リースバックに対して適用される) 単一取引処理法と独立取引処理法の対立として捉えられると考える。なお、本稿では、とくに部分リースバック後 (売却後) のストック計算の違い (図表 6 参照) に着目して、代替的会計処理法を検討している。
- (10) 1980DM では、二章 (Ch.9-10) を割いて財務的弾力性概念を説明するにあたり、この概念が Donaldson [1969] と同様 (similar) である旨を記述している (FASB [1980], p.107)。
- (11) G4+1 においても、使用権モデルの特徴として「リース契約により提供される財務的弾力性 (financial flexibility) を反映する」(Nailor and Lennard [2000], par.3.24) という記述や、さらには、リースが必要な期間に必要な金額だけの用役能力を確保し、その必要能力の変化に対応する弾力性 (flexibility) を経営者に提供することで、効率的かつ経済的な資産管理が促進される (McGregor [1996], p.2) 旨の言及がある。
- (12) 菱山淳教授は、『使用権資産』は『権利』としての性質を持ちながらも、『物』としての性質を合わせ持つ資産項目である ([2016], スライド 18) と捉えられている。菱山教授の知見を本稿の試論に引き寄せて考えることが許されるならば、確かに「物」である原資産の存在がなければ、(差額概念である) 残余持分に着目してリース取引を捉えることができない、との解釈が成り立つ。リース取引による財務的弾力性の効果を把握するには、(その代替的投資手段である) 原資産の購入・取得との比較が所与とされる。
- (13) 投下資本回収余剰計算を想定しない非常利組

織会計では、財務的弾力性の評価方法に関する記述が存在する（拙稿 [2016] 参照）。

- (14) IFRS16 では、デュアル・モデルの支持理由として、「購入ではなくリースするという決断が（金融の取得ではなく）営業上の弾力性（operational flexibility）の取得のために行われる場合がある」との見解を紹介している（IASB [2016b], BC45）。

参考文献

- American Accounting Association's Financial Accounting Standards Committee (AAA FASC) [2011], "COMMENTARY: A Perspective on the Joint IASB/FASB Exposure Draft on Accounting for leases," *Accounting Horizons*, Vol.25, No.4, pp.861-871.
- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA) [1964], *Opinions of the Accounting Principles Board No.5: Reporting of Leases in Financial Statements of Lessee*, AICPA（日本公認会計士協会訳『AICPA 会計原則審議会意見書』財団法人大蔵財務協会，1983年）。
- あずさ監査法人 [2016]『図解&徹底分析 IFRS「新リース基準」』中央経済社。
- Donaldson, Gordon [1969], *Strategy for Financial Mobility*, Harvard Business School.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) [1980], *Discussion Memorandum, Reporting Funds Flows, Liquidity, and Financial Flexibility*, FASB.
- FASB [1984], *Statement of Financial Accounting Concepts No.5: Recognition and Measurement in Financial Statement of Business Enterprises*, FASB（平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念（増補版）』中央経済社，2002年）。
- FASB [2016], *Accounting Standards Update No.2016-02: Lease (Topic842)*, FASB.
- 菱山淳 [2016]「リース取引の認識，測定および表示の対象」日本簿記学会第 32 回関東部会報告資料。
- International Accounting Standards Board (IASB) [2003], *International Accounting Standard 17 (revised): Leases*, IASB (IFRS 財団編『国際財務報告基準 2015 年版』中央経済社，2015年)
- IASB [2009], *Discussion Paper: Leases: Preliminary Views*, IASB（企業会計基準委員会訳『討議資料 リース：予備の見解』2009年）。
- IASB [2010a], *Exposure Draft: Leases*, IASB（企業会計基準委員会訳『公開草案 リース』2010年）。
- IASB [2010b], *Basis for Conclusions: Leases*, IASB（企業会計基準委員会訳『結論の根拠 リース』2010年）。
- IASB [2011], "Sale and leaseback transactions: Partial asset or whole asset approach," *Agenda reference 11F (March)*, IASB.
- IASB [2013a], *Exposure Draft (revised): Leases*, IASB（企業会計基準委員会訳『公開草案 リース』2013年）。
- IASB [2013b], *Basis for Conclusions (revised): Leases*, IASB（企業会計基準委員会訳『結論の根拠 リース』2013年）。
- IASB [2013c], *Illustrative Examples (revised): Leases*, IASB（企業会計基準委員会訳『設例 リース』2013年）。
- IASB [2014], "Sale and Leaseback Transactions," *Agenda paper 3A (July)*, IASB.
- IASB [2016a], *International Financial Reporting Standard 16: leases*, IASB (IFRS 財団編『IFRS 基準 2016 年版』中央経済社，2016年）。
- IASB [2016b], *International Financial Reporting Standard 16: leases: Basis for Conclusions*, IASB (IFRS 財団編『国際財務報告基準 2016 年版』中央経済社，2016年）。
- McGregor, Warren [1996], *G4+1 Special Paper: Accounting for Leases: a New Approach*, FASB.
- Nailor, Hans and Andrew Lennard [2000], *G4+1 Position Paper: Lease: Implementation of a New Approach*, FASB.
- 佐藤信彦 [2004]「セール・アンド・リースバック取引—リスク移転とオフバランス化」『企業会計』Vol.56 No.8, 41-48 頁。
- 高橋聡 [2009]「セール・アンド・リースバックの会計」佐藤信彦・角ヶ谷典幸編 [2009]『リース会計基準の論理』税務経理協会，193-215 頁。
- 角ヶ谷典幸 [2004]「リース会計論」新田忠誓編 [2004]『大学院学生と学部卒業論文テーマ設定のための財務会計論簿記論入門〔第 2 版〕』白桃書房，201-223 頁。
- 拙稿 [2016]「非営利組織会計の純資産区分に関する試論—財務的弾力性の観点から—」『非営利法人研究学会誌』Vol.18, 17-28 頁。

(付記) 学会報告に際して司会者・フロアの先生方から、そして、査読頂きました先生方から大変有益なコメントを賜りました。心より御礼申し上げます。なお、本稿は JSPS 科研費基盤研究(C) (課題番号 15K03781) の助成を受けたものです。